

## 地域再生計画

### 1．地域再生計画の名称

いぬやまエコアップ計画

### 2．地域再生計画の作成主体の名称

犬山市

### 3．地域再生計画の区域

犬山市の全域

### 4．地域再生計画の目標

犬山市は、愛知県の最北端、名古屋市から25kmに位置し、北は木曽川を挟んで岐阜県に隣接している。昭和29年に4町1村が合併し、人口約35,000人の市として誕生し、現在では人口74,511人（平成17年3月1日現在）、面積74.97平方キロメートルを有している。

土地利用の状況としては、市制施行前の町、村を基にして形成されている5つに分散した市街地が中心となった市街化区域は市域全体の約14%に過ぎず、市域の約86%にあたる6,459平方メートルが市街化調整区域である。

本市は国宝「犬山城」をはじめとした歴史・文化資源だけでなく、緑と水の豊かな自然環境のまちとしても親しまれ、国内・圏域有数の観光文化都市として年間7百万人に近い観光客が訪れている。中でも、当市の北部、岐阜県との県境を流れる木曽川は、良好な水質と豊富な水量を保っており、上水源等として利用されているほか、優良な水環境として国の名勝や日本名水百選の指定を受け、周囲の良好な景観とも相まって日本八景河川の部で第1位にも選ばれている。また、当市南東部、飛騨木曽川国定公園内に位置する入鹿池についても、農業用灌漑池として利用されているだけでなく、夏場はブラックバス、冬場にはわかさぎ釣りを楽しみに訪れる観光客が多く、近隣では有数の釣り場であるなど、とりわけ恵まれた水環境を有している。両箇所とも生活に密着した実用面だけでなく、観光面でも貴重な水資源であり、外来者だけでなく、市民の関心も高く、既に自然観察会や、地元住民を中心とした清掃活動など環境保全に向けた取組みが行われている。

しかしながら、隣接集落は市域全体から見れば山間地帯にあり、更に世帯住民の高齢化、若年層の地区外への流出が進んでいるため、新築住宅の建設も少なく、現在でもくみ取り方式や単独浄化槽方式による汚水処理方法が多く見受けられる。こうした世帯からの生活排水が、木曽川や入鹿池に流入していることもあり、近年では周辺環境や水質の悪化が懸念されている状況である。

一方、平野部にあっても、昭和40年代から数多く造成された住宅団地や立て替えの進んでいない公共施設については、当初の建設、造成当時の浄化槽設備が設置されたままの状態になっており、施設の老朽化が進んでいる傾向にある。特に、市街化調整区域に立地している住宅団地、施設については、下水道整備済み地区に近接しているにも関わらず、こうした地区においては、下水道事業は全く未着手の状態である。

本市では、環境に関する施策の基本を長期的・総合的な視点で明確に示し、市民、事業者、行政との連携を通じて環境問題に対処していく指針として「犬山市環境基本計画」を平成14年3月に策定したが、その際に実施した市民意識調査では、河川等のきれいさに対する不満度が高いという結果が示されている。

このため、污水处理施設整備交付金を活用しながら地域特性に応じた污水处理施設の整備を一層促進することはもとより、地域住民が中心となって行っている自然環境に関わる活動について、行政として市民との協働により積極的に支援を行っていく。具体的には子どもたちの身近な自然体験の場として自然と出会える安全な水辺づくりとして進めている「水辺の楽校」事業をはじめ、入鹿池の湖岸、湖底清掃などを通して、木曽川を中心とする市内河川の水質汚濁の防止や入鹿池の水質保全を図ることにより、名実ともに日本一の水環境を創出するほか、遊び場、自然体験、自然学習の場としても今後一層活用していく。

木曽川や入鹿池の美しい水環境を通じて、市民や観光客が川や池に親しめる場づくりを行うことで本市の観光の発展につなげ、地域経済の活性化に資する環境をよみがえらせる。

なお、污水处理施設の整備を更に充実させることで水環境の向上を図ることは、市民の望む水環境の向上を図るとともに、生活排水の河川流入による水質悪化といった課題にも適切に対応するものであり、第4次犬山市総合計画のまちづくり方針の一つでもある「やすらぎのもり～自然と環境と調和するまちづくり～」の実現にも繋がるものである。

木曽川中流域、新川の最上流域に位置する自治体としての責任を果たす上でも、流域の水質浄化は欠くことのできない事柄であり、ひいては下流域での自然環境の維持や、安全な農業環境の提供などとしても貢献していくことを目指していく。

(目標) 污水处理施設整備の促進(污水处理人口普及率を58.9%から67.7%に向上)

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

当市では、昭和57年から公共下水道事業に着手し、平成元年からは市街化調整区域内の個人設置型浄化槽に対しての助成金事業を展開(平成13年度からは、新築時

の設置を対象外)するほか、平成12年度には当市南東部の山間部に位置する入鹿神尾地区において農業集落排水事業を実施するなど地域特性に合わせた污水处理施設の整備を進め、その結果平成16年度末の污水处理人口普及率は、58.9%に達した。しかし、市域面積が広く、居住地が各地に分散しているため、地域によって污水处理施設の整備状況が著しく異なるという地域間格差も生じている。

こうしたことを受け、市街化区域の中で唯一公共下水道が未整備の住宅区域であり、将来の犬山市の新たなまちづくりの中心として視野にいれている橋爪・五郎丸地区や、平成17年3月29日に新たに事業認可を受けた五条川右岸処理区、市街化調整区域ではあるものの市街化区域に近接している公共施設、住宅団地で下水道を整備するほか、当市北部、尾張東部丘陵に位置し、飛騨木曾川国定公園に指定された自然の豊かな地域である北部から東部地域では、古くから居住している世帯が多く、污水处理方法についてもくみ取り及び単独浄化槽が多いため、さらに積極的に合併処理浄化槽(個人設置型)の設置を促していく。

本計画によりこうした整備を行うことで、快適な生活環境の確保を図り、5年間で犬山市全域の污水处理人口普及率を現在の58.9%から67.7%に引き上げる。

本市ではこれまでも木曾川に接する栗栖地区を流れる栗栖川を自然体験の場として「水辺の楽校」を整備し、自然環境の理解や活用を促進しているほか、入鹿池をはじめ、市内各地を流れる木曾川、合瀬川や郷瀬川においては、アダプトプログラム(公共施設である道路、公園、河川などを地元住民やグループ、企業が自己責任のもと継続的に管理していく制度)を活用したり、地元住民による清掃活動や観察活動が行われており、市としても積極的に支援しているところである。

こうした水環境事業の展開は、市民が水環境と接する機会を増加させることにも大変効果があるため、環境意識の向上につながり、污水处理整備と流域の水環境の関係に対する理解を深めることも期待できる。

[下水道法第4条第1項に定める事業計画認可]

- ・五条川左岸流域関連犬山市公共下水道事業計画(変更) 16下水第2-21号
- ・五条川右岸流域関連犬山市公共下水道事業計画(認可) 16下水第2-22号

## 5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

污水处理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

いずれも犬山市

[施設の種類]

公共下水道、浄化槽

[事業区域]

## 公共下水道

橋爪・五郎丸地区（1ヶ所） 前原地区（1ヶ所）

上野地区（2ヶ所） 羽黒地区（2ヶ所） 楽田地区（3ヶ所）

## 浄化槽

栗栖地区 今井地区

### [ 事業期間 ]

公共下水道 平成17年度～21年度

浄化槽（個人設置型） 平成17年度～21年度

### [ 整備量 ]

公共下水道 150～200 30,080m

浄化槽（個人設置型） 7人槽 10基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道 橋爪・五郎丸地区で700人、上野地区で2,220人、前原地区で2,460人、楽田地区1,510人、浄化槽 栗栖地区・今井地区で計50人

### [ 事業費 ]

公共下水道 1,541,356千円

（うち、単独 791,356千円）

（うち、国費 375,000千円）

浄化槽（個人設置型） 2,910千円

（うち、国費 970千円）

合計 1,544,266千円

（うち、単独 791,356千円）

（うち、国費 375,970千円）

## 5 - 3 その他の事業

### (1) 水辺の楽校

保全や緩傾斜河岸の整備を通じて子どもたちが自然と出会える安全な水辺を作り、水辺が自然体験の場、遊び場として活用されることを目的として、平成14年に栗栖地区を流れる栗栖川において、地元住民と共に、瀬や淵、せせらぎなどの河川環境を整備した。

加えて、地区を中心とした木曽川沿いに歩行者専用の散策ルートを設定して水辺の楽校との一体的な整備を促進し、現在は、地元住民を中心に、定期的な清掃などを通じてルートの維持管理を行っている。

### (2) 入鹿池の清掃

地元小学校や住民を中心に、湖岸清掃を定期的にも実施している。また、下流地域の休

耕時期には池の水を抜き、湖底探検やその清掃も実施し、水環境の理解を深めると共に、維持・向上に努めている。

## 6．計画期間

平成17年度～21年度

## 7．目標の達成状況に係る評価に関する事項

本地域再生計画における汚水処理施設整備交付金に関する事業の効率化及びその実施過程の透明性を一層向上させるため、事業に対する評価、及び完了後一定期間経過した事業に対する事後評価を実施するにあたり、庁内に企画調整課長、下水道課長、環境課長を構成員とする評価委員会を組織する。委員会では、毎年度、地域再生計画の進捗状況、整備面積、整備区域人口、汚水処理人口、下水道整備延長、処理場処理能力、水洗化率、浄化槽設置数、収支状況についての各指標の検証及び今後の事業のあり方について検討し、その結果については、庁内の地域再生計画策定委員会（助役、各部長で構成）で報告をする。

その他、当市が事務局となり、環境部長をはじめ関係課職員、愛知県環境部水環境課長をはじめとする県庁関係者、入鹿用水土地改良区やその他関係組織で構成する入鹿池水質保全対策会議や、市長や環境部長を始め関係部局の職員や学識経験者等で組織する犬山市環境審議会等においても、必要に応じて評価委員会での結果について報告をしていく。

## 8．地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本市では、第4次犬山市総合計画において、都市基盤施設の効率的な整備や良好な居住環境の確保、経済活動の活性化を図る目的から新市街地の整備を視野に入れていく。地域再生推進のためのプログラムに基づいた第1回地域再生計画申請において「犬山城下町再生計画」が認定を受け、現在はその実現に向け各種事業を展開している。計画では、橋爪・五郎丸地区を外縁部と位置づけ、民間事業者が主体となった商業機能の誘致を目指しており、行政においても関連事項に対する課題の整理、検討、協議を進めている。

また、第2回地域再生計画申請においては、当市東部に位置する今井開拓パイロット地域において豊かな自然環境を活かしたイベントの開催などを通じ、観光客数の増加などによる地域の活性化を目指した「いぬやまサイクルタウン計画」が認定を受けた。この計画では、マウンテンバイク大会の実施をはじめ、自然環境を「保全」の観点からのみ捉えるのではなく、「活用」に重点を置いた事業の実施を視野に入れている。今後、更に具体的な事業を検討していく中で、エコツーリズムの実施も視野に入れているが、従来の「森林」に加えて「水」という新たな要素が加わ

ることで、一層多くの参加者も期待され、地域のさらなる活性化が見込まれる。

本市が進める交流人口の拡大による地域の活性化のためには、当地域再生計画の推進に上記の観点を加え、それぞれが密接な関わりを持って展開することが肝要である。